公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センター安全就業基準

（目的）

第１条　この安全基準は、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センター（以下「センター」という）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができる事項を定めることを目的とする。

（会員の遵守義務）

第２条　会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

（安全の心得）

第３条　会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

（１）　作業は安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないこと。

（２）　器具類は、使用する前に必ず点検すること。

（３）　服装・履物は、作業にあった動きやすいものにすること。

（４）　作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。

（５）　作業するときは、体力を考えて、無理をしないこと。

（６）　作業現場は、常に整理整頓に心がけること。

（７）　共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。

（８）　帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。

（９）　健康には、常に注意し、健康な状態で就業すること。

（10）　仕事の前日は、十分睡眠をとるよう心がけること。

（作業別安全就業基準）

第３条の２　会員は、植木選定・塗装・清掃等の作業に従事する場合は、別途定める作業別安全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

（安全保護具）

第４条　会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに必要に応じ命綱を使用しなければならない。

２　会員は、前項のほか、安全面で保護する必要のある作業に従事する際は、作業別安全就業基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

（交通災害の防止）

第５条　会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに、交通通故に注意しなければならない。

特に、自転車やオートバイにあっては、十分注意し運転しなければならない。

２　会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに作業帽・安全腕章を着用するなど、交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

（作業環境の確認）

第６条　会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認

してから、作業に着手しなければならない。

（標識の設置）

第７条　会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中である事がわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

（器具類の使用）

第８条　会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業しなければならない。

２　会員は、就業に使用する器具については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

３　会員は、点検において、不良箇所を発見したときは、その器具を使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

（健康管理）

第９条　会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

２　会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分とるよう心がけなければならない。

（報告義務）

第 10 条　会員は、仕事場の往復時や就業中に怪我をしたとき、又は、体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

（その他）

第 11 条　会員は、この基準に定めるもののほか、センター等より指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附　則

この基準は、センターの設立の登記の日から施行する。